部長及び参事官　　生企発第１０３号
殿　　（地域、通指、少年、人対）
所　属　長　　令和６年２月22日
３年保存（口訓）
本　部　長

学校の安全確保に向けた対策に対する支援等の推進について（通達乙）

令和５年３月、埼玉県内において、刃物を持った少年が学校に侵入し、職員に対して切り付ける事案が発生したことを受け、文部科学省において、別添「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について」（以下「文部科学省文書」という。）が各都道府県・指定都市教育委員会等に通知された。

各署にあっては、「学校安全の確保に向けた対策に対する支援等の推進について（通達乙）」（令和５年４月４日生企発第254号。以下「旧通達」という。）により学校安全に関する支援等を推進してきたところであるが、引き続き、下記のとおり教育委員会、学校に対する支援等を推進されたい。

なお、本通達の実施に伴い旧通達は廃止する。

記

１　防犯設備の整備等に対する支援等

文部科学省文書のとおり、文部科学省の施策として、登下校時以外の校門の施錠と来校者管理の徹底が必要であるとの観点から、令和５年度から令和７年度までの間、防犯カメラ、オートロックシステム、警察直通の非常通報装置等の整備について集中的な支援を行っているところ、これら防犯設備の導入に際し、各学校から警察に相談等がなされた場合は、防犯関係団体等と連携を図り、必要な指導、助言等を実施されたい。

また、学校から不審者対応訓練等の各種訓練への協力依頼があった場合には、防犯機器を活用するなど実効性のあるものとなるよう配意するとともに、警察の立場から必要な指導、助言等を実施されたい。

２　学校の危機管理マニュアルの作成等に対する支援

学校における子供の安全については、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき、全ての学校において学校安全計画及び危険等発生時対処要領の作成が義務付けられており、文部科学省においては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」等を各学校に示しているところ、学校から警察に対して、危機管理マニュアルの見直し等への協力依頼があった場合には、警察の立場から必要な指導、助言等を実施されたい。

３　スクールサポーター制度の活用及びスクールガード・リーダー等との連携

文部科学省文書において、署等に配置されているスクールサポーター等を通じた学校と警察との連携について通知されているところであるが、スクールサポーターは、警察と学校との緊密な連携を図る上での架け橋として重要な役割を果たすとともに、学校内及び通学路等における児童等の安全確保対策もその任務の一つとされているところである。

スクールサポーター制度の活用については、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について（通達乙）」（令和６年１月11日少年発第５号。以下「いじめ問題通達」という。）により指示されているところであるが、スクールサポーターが任務を遂行するに当たっては、学校のほか、スクールガード・リーダー等と連携し、児童等の安全確保対策が地域の実情に応じた効果的なものとなるよう務めること。

4　学校・警察連絡員の指定の徹底と情報共有体制の整備

警察と学校等との間で連絡窓口となる担当職員である学校・警察連絡員の指定については、いじめ問題通達により指示されているほか、「登下校防犯プラン」（平成30年６月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）に基づく不審者情報等（子供の犯罪被害や不審者に関する情報をいう。）の共有及び提供については、「通学路等における子供の安全確保のための対策の推進について（通達乙）」（令和６年２月22日人対発第23号）等により指示されているところであるが、これら取組を引き続き推進されたい。

5　留意事項

社会の耳目を引くような事案の発生に当たっては、関係機関等との連携を一層強化するなど、その対応には特に留意されたい。